

地域金融機関 職員様向け

NEWS LETTER

2010.8. Vol.6

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『相続のときに遺言書がないとどうなるの?』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『提案・ソリューション型営業に役立つ本』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、行政書士のほこだてです。

7/30(金)・31(土)、当事務所が加盟する地元・上井草商店街主催の『2010かみいぐさ夏まつり』が開催されました。

実は私、地元の夏まつりに参加するのは今回がはじめて。しかも商店街の加盟店として裏方を担当したので、設営準備から当日の運営、撤収まで、お祭りをまるごと体験する貴重な機会となりました。

主催者側として感じたのは、お祭りの雰囲気盛り上げる盆踊りの踊り手の存在は非常に大きいということ。

お揃いの浴衣でご参加いただいた地元信用金庫の職員の方々、本当にどうもありがとうございました！

<サポート事例>

『相続のときに遺言書がないとどうなるの?』

先日放送された「ガイアの夜明け — 骨肉の争いを避ける術 ～いま知っておきたい“相続”～」(テレビ東京 7/27 オンエア)でもクローズアップされていた「遺言書」。世間での関心は高まってきてはいるものの、実務的にはまだまだ遺言書が残されているケースは稀というのが実感です。

遺言書が残っていればスムーズに相続手続が進められたのに…… 今回のサポート事例では、そんな2つの事例を採り上げたいと思います。

<事例 1 亡き主人の兄弟、甥っ子の計7名と遺産分割をしたケース>

お子さんがいらっしゃる老夫婦。ご主人がお亡くなりになり、残された財産は、自宅と老後の資金となる銀行預金。しかし、自宅の名義を本人名義に変えたり、ご主人名義の口座から預金を引き出すには、相続人全員が実印を押した遺産分割協議書が必要でした。お子さんがいらっしゃるなかったため、ご主人の兄弟が相続人になるケースです。兄弟のなかにはすでに亡くなっている方もおり、その場合は亡くなった方の甥子さん、姪さんが代わりに相続人になります。さっそく戸籍を調べて法定相続人を確認したところ、相続人は全国各地に散らばる兄弟、甥・姪を含めた計7名。全員に事の経緯を説明し、署名・実印・印鑑証明書をいただくまでに実に半年の月日が経過してしまいました。残された奥様の境遇に配慮して、

つづき↓

＜サポート事例＞

他の相続人が遺産の分割を求めるとはありませんでした。お子さんがいらっしやらない夫婦ほど遺言書を書いておいたほうが良いと実感したケースでした。

＜事例 2 亡くなった主人の先妻の長女から遺産の分割を求められたケース＞

若くしてご主人を癌で亡くされた奥様からのご相談でした。残された財産は自宅と住宅ローン。「自宅とローンの名義変更をしないといけないのに、相続手続のことで親族ともめている」とおっしゃいます。実は、亡くなったご主人には離婚歴があり、別れた女性との間に長女が一人いらっしやいました。ご主人は長女が成人するまで養育費を支払っていましたが、その後、ほぼ連絡は途絶えて

いました。20年近くの月日が立ったある日、長女から父親に会わせてほしいと、ご家族に連絡してきましたが、癌で闘病中のご主人は長女と会うことを拒否。闘病むなしくご主人が亡くなられた後、長女とご家族との間に感情的なしこりが深まり、いつしか遺産の分割をめぐるトラブルに発展してしまいました。遺言書が残されていなかったため、法定相続分で平等に財産を分けるとなると、ご家族が住む自宅は売らざるをえません。その後は、双方弁護士を立てて話し合いを続けることになりました。ほとんど付き合いのない夫の親族から遺産分割を求められ、泣く泣く家売るはめに……というケースも現実には発生するのです。

遺言書は、元気なうちに書くことをお勧めします。

＜相談業務引き出しメモ＞

『提案・ソリューション型営業に役立つ本』



ビジネスモデルを見える化するピクト図解
板橋 悟 (著)

「自社商品・サービスのアピールに終始する営業マンと、「御社のビジネスモデルはここが収益のポイントですよ。弊社はこれをさらに強化するサービスを提供できます」と提案する営業マン。どちら

がクライアントとの関係性を築けるかといえば、当然、後者でしょう」(P36)。

営業先のお客様と話をしたり決算書を見せてもらっても、新しいタイプの会社(特にIT系)ほど、その会社のビジネスモデルを理解するのは一朝一夕にはいかないもの。

本書では、「ピクトグラム」というシンプルな絵文字を使って代表的な8つのビジネスモデル例を中心に、ビジネスモデルを“見える化”する方法を解説しています。

新規開拓や追加融資のアプローチをする場面で、先方のビジネスモデルを把握することは提案型営業の大きなアドバンテージとなるでしょう。

＜編集後記＞

夏祭りといえば、やっぱり浴衣ですよ。NHK大河ドラマ「龍馬伝」にハマっている影響もあって「私もカッコいい浴衣がほしいなあ」程度に思っていたのですが、お祭りの開催日が近づくにつれて「どうしても浴衣が欲しく」なり……思い切ってこの夏購入いたしました！ところがお祭り当日に帯がうまく結べず着付けに四苦八苦。来年こそはピシッと着こなしたいものです。(^^;;

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 融資申込み 営業許認可手続
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。(内容:「顧客相談の対応力アップ」、「相続・遺言 無料相談会」、「遺言書作成講座」など)

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書の書き方 5つのチェックポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> ほこだて法務事務所 検索

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。